

居宅介護支援重要事項説明書

ケアゲート株式会社 あけぼの介護センター経堂

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-3439-6165 月曜～金曜 午前9時～午後6時

担当介護支援専門員： ご不明な点は何でもおたずねください

2. あけぼの介護センター居宅介護支援事務所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアゲート株式会社 あけぼの介護センター経堂
所在地	東京都世田谷区経堂 1-27-13 ディアコート経堂 103 号室
介護保険事業所番号	居宅介護支援 1371213941
サービス提供地域	世田谷区

(2) 当事業所の職員体制

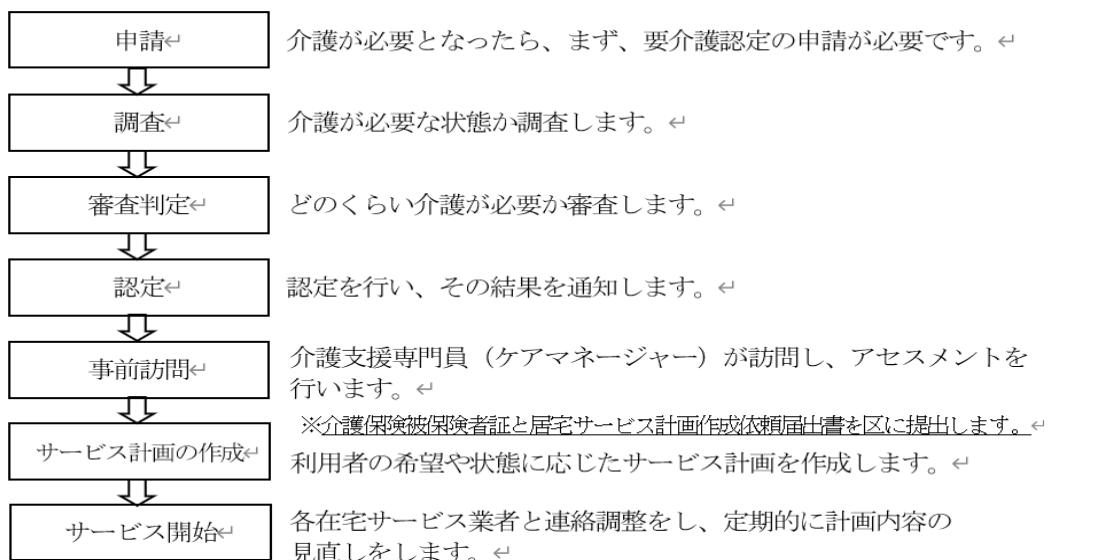
	資格	常勤	非常勤	合計
管理者（兼務） 主任介護支援専門員	介護福祉士	1 名	名	1 名
主任介護支援専門員		0 名	名	0 名
介護支援専門員	看護師	1 名	名	2 名
	介護福祉士	名	1 名	

(3) 営業時間

平日（月～金曜日）	9：00 ～ 18：00
休業日	土・日曜日・祝日・年末年始(12/30 ～ 1/ 3)

※営業時間外は転送電話になり常時連絡をとれる体制を作り、24 時間必要に応じ対応します

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



4. 利用料金

利用料	要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありませんが、保険料滞納等の事情により法定代理受領サービスが出来なくなった場合は、一旦費用の全額を負担して頂く事となります。
交通費	サービス提供地域内は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。
解約料	いつでも解約でき、解約料は無料です。

① 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合	
要介護 1・2	<u>12,380 円</u>
要介護 3・4・5	<u>16,085 円</u>
② 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合	
要介護 1・2	<u>6,201 円</u>
要介護 3・4・5	<u>8,025 円</u>
③ 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合	
要介護 1・2	<u>3,716 円</u>
要介護 3・4・5	<u>4,810 円</u>

加算を算定した場合

初回加算	1ヶ月につき	<u>3,420 円</u>
入院時情報連携加算（Ⅰ）	1ヶ月につき	<u>2,850 円</u>
入院時情報連携加算（Ⅱ）	1ヶ月につき	<u>2,280 円</u>
退院・退所加算（Ⅰ）イ	入院または入所期間中 1 回を限度に	<u>5,130 円</u>
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	入院または入所期間中 1 回を限度に	<u>6,840 円</u>
退院・退所加算（Ⅱ）イ	入院または入所期間中 1 回を限度に	<u>6,840 円</u>
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	入院または入所期間中 1 回を限度に	<u>8,550 円</u>
退院・退所加算（Ⅲ）	入院または入所期間中 1 回を限度に	<u>10,260 円</u>
緊急時等居宅カンファレンス加算	月 2 回が限度	<u>2,280 円</u>
ターミナルケアマネジメント加算	1ヶ月につき	<u>4,560 円</u>
通院時情報連携加算	1ヶ月につき	<u>570 円</u>
特定事業所加算（Ⅰ）	1ヶ月につき	<u>5,916 円</u>
特定事業所加算（Ⅱ）	1ヶ月につき	<u>4,799 円</u>
特定事業所加算（Ⅲ）	1ヶ月につき	<u>3,682 円</u>
特定事業所加算（A）	1ヶ月につき	<u>1,299 円</u>
特定事業所集中減算	1ヶ月につき	<u>△2,280 円（一人あたり）</u>

※ 要介護認定の結果が未確定時にサービスを利用する際は、利用者は以下の点にご注意頂く必要があります。

- ① 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は原則的に全額ご利用者様にご負担いただく事となります。
- ② 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスに掛かる費用の全額を利用者にご負担頂く事となります。

5. 医療・介護・障害の連携の強化型事業所

当事業所は医療・介護・障害の連携を促進しています。

入院の際は必ず医療機関へ当事業所名・担当介護支援専門員を伝えとともに、入院したことを必ず当事業所へ連絡してください。

6. 当居宅介護支援事業所の特徴等

(1) 運営方針

- ① 利用者をご自宅で安心して介護保険（対象外のサービス含む）によるサービスが受けられるように利用者の意思及び人格を尊重し介護支援専門員が公正中立に介護計画を立てます。利用者の自立した生活を支援させていただきます。
- ② 職員は計画的に必要な研修を受け、サービスの向上に努めます。各在宅サービスの内容については、利用者に事前に説明し、ご了解いただいてから行います。
- ③ 常勤の主任介護支援専門員を配置します。
- ④ 本契約に伴うサービス提供開始の際に介護保険以外のサービス（インフォーマルサポート）も適宜ご案内します。
- ⑤ サービスの提供にあたっての留意事項に関わる伝達などを目的とした会議を毎週行い、議題については下記の議事を含めます。
 - ・現に抱えるケースについての具体的な処遇方針
 - ・過去のケースについての問題点およびその改善方策
 - ・地域における事業所や活用できる社会資源の状況
 - ・保健医療及び福祉に関する諸制度
 - ・ケアマネジメントに関する技術
 - ・苦情があった場合は、その内容及び改善方針
 - ・その他必要事項
- ⑥ 24 時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保します。

(2) 居宅介護支援の実施概要及び守秘義務

ケアプランの作成にあたっては、利用者のニーズに合わせてよりよい在宅生活が送れるように適切なアセスメント様式を使って作成致します。計画の作成に必要と思われる点を重点的に把握して計画を立てさせていただきます。その際、利用者やその家族は、介護支援専門相談員に対し、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事や、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求める事が出来ます。また、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。守秘義務は契約終了後も同様です。

(3) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください
調査(課題分析の方法)	○	アセスメントツールによる
介護支援専門員への研修実施	○	質の向上に向けて必要な研修に計画的に参加

7. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故及び感染症等の被害が発生した場合には速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. サービス内容に関する苦情

当センターのお客さま相談・苦情窓口 / 担当：管理者 松岡 良

電 話 番 号 / 03-3439-6165

※担当者：管理者は、変わる場合がございます。

又地域のあんしんすこやかセンターにおいても苦情相談を受け付けています。

03-5451-5580	経堂あんしんすこやかセンター
03-5450-3481	上町あんしんすこやかセンター
03-5426-1957	梅ヶ丘あんしんすこやかセンター
03-3325-2352	松沢あんしんすこやかセンター
03-3482-3276	船橋あんしんすこやかセンター
受付時間	月～金曜日 9：00～17：00 休業日：日・祝日・年末年始

なお、各区にも窓口がございます。

サービス提供地区	世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課 03-5432-2850
サービス提供地区	砧総合支所保健福祉センター保健福祉課 03-3482-8193
サービス提供地区	北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課 03-6804-8701

なお、東京都にも窓口がございます。

担当機関	東京都国民健康保険団体連合会（介護相談指導課）
住所	東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階
電話番号	03-6238-0177
受付時間	月～金曜日 9：00～17：00

9. 当事業者・事業所の概要

名称・法人	ケアゲート株式会社
代表者	代表取締役 田邊 光
本社所在地	神奈川県横浜市西区北幸 2-9-30 横浜西口加藤ビル 6F
事業内容	【介護事業】訪問看護、居宅介護支援、訪問介護、地域密着型通所介護、福祉用具レンタル・販売、グループホーム 【人材事業】人材派遣、有料職業紹介 【保育事業】企業主導型保育事業
名称・事業所	あけぼの介護センター経堂
事業所所在地	東京都世田谷区経堂 1-27-13 ディアコート経堂 103 号室

10. 法人としての取り組み

(1) 高齢者虐待防止について

利用者の人生が尊厳を持って過ごせるように、当法人として高齢者虐待防止法を遵守し地域包括と連携の上、身体拘束・認知症の研修を実施します。

コンプライアンス委員会 責任者： 池谷 一道

(2) ハラスメント対策について

当法人は労働施策総合推進法及び男女雇用機会均等法に基づき、介護現場における利用者や家族等によるハラスメントの実態を伝えるとともに、事業者として取り組むべき対策などを示すことにより、介護現場で働く職員の安全を確保し、安心して働き続けられる労働環境を築くための一助となること、ひいては人材の確保・定着につながることを目的としています。

またこの取り組みは正規雇用労働者のみならずパートタイム契約などのいわゆる非正規雇用労働者を含む全ての労働者を対象としています。

コンプライアンス委員会 責任者： 池谷 一道

(3) 事業継続計画について（BCP）

当法人は自然災害、新型コロナウイルス感染症、各種事件/事故などの有事の発生を未然に防止しつつ、有事発生の場合には、人命安全確保を最優先に、社会への提供価値の迅速な復旧再開を行うこと（事業継続）は、当社の重要な社会責任である為の取り組みをしています。また有事発生時の対応行動を迅速化するための事業継続計画（BCP）を策定し、半年に一度、訓練や研修等を通じた継続的改善の繰り返しにより、有事における対応力をより一層強化し、社会全体の安心安全の実現のために活動していきます。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用申込者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 7 年 月 日

事業者・事業所

事業者の住所	神奈川県横浜市西区北幸 2-9-30 横浜西口加藤ビル 6F
事業者の名称	ケアゲート株式会社
代表者名	代表取締役 田邊 光
事業所の住所	東京都世田谷区経堂 1-27-13 ディアコート経堂 103 号室
事業所の名称	あけぼの介護センター経堂
事業所番号	

説明者	氏名
-----	----

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 7 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

ご家族又は
代理人

住所 _____

氏名 _____

続柄 _____

令和 7 年 4 月 1 日改訂